大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月25日 香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5		
大規模小売店舗の名称及び所在地		ラ・ム一飯山店 丸亀市飯山町下法軍寺786番地1 外		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又 は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名		名称 大黒天物	住所	
		産株式会社	堀南704番地 の5	
大規模小売店舗の新設をする日		平成30年7月21日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,989平方メートル		
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容 台数	かる	図面3 建物配置図 参 照	
		収容台数 96台 ※敷地内に従業員駐車場59台分 を確保します。		
	駐輪場の位置及び収容 台数	121直	図面3 建物配置図 参照	
			59台(2箇所) ————————————————————————————————————	
	荷さばき施設の位置及び 面積	1200	図面3 建物配置図 参 照	
			160.0平方メートル (3箇 所)	
	廃棄物等の保管施設の 位置及び容量	1200	図面3 建物配置図 参照	
			16.3立方メートル(2箇 所)	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗におい て小売業を行う者の開店 時刻及び閉店時刻	開店時刻 閉店時刻		
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	24時間		
	駐車場の自動車の出入 口の数及び位置	位置 図面3 建物配置図 参 照 箇所数 2箇所		
		施設名称	荷さばき可能時間帯	
		荷さばき旅	午前6時から午後10	

荷さばき施設において荷 さばきを行うことができる 時間帯	設1	時まで
	荷さばき施 設2	午前6時から午後10 時まで
	荷さばき施 設3	午後10時から翌6時 まで

2. 届出年月日

平成29年11月20日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課 縦覧期間 平成29年12月25日から平成30年4月25日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年4月25日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容	
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ	